

低所得者の介護保険料の 軽減について

令和元年度 消費税率引上げによる低所得者の介護保険料の軽減について

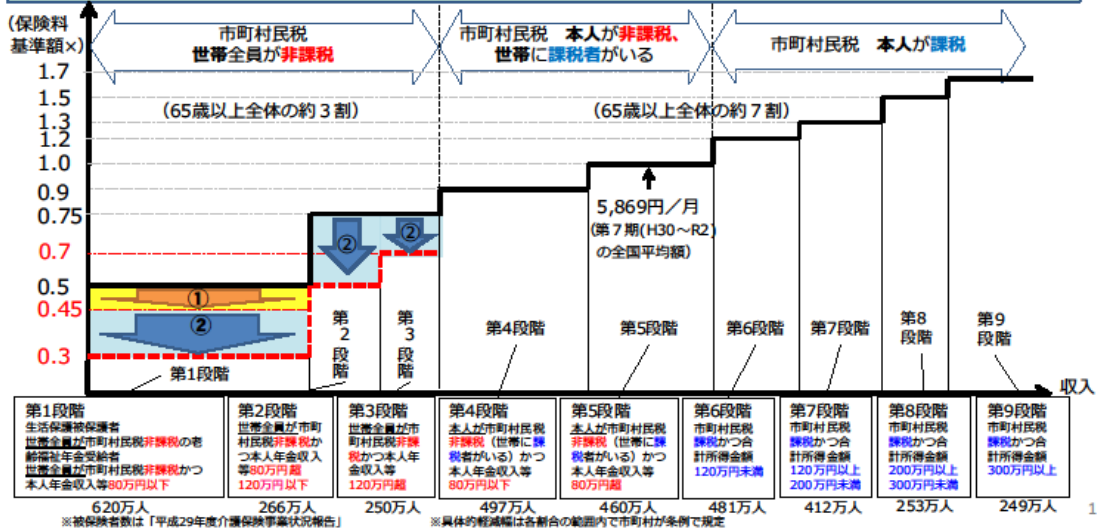
介護保険料の改定

第1段階から第3段階の低所得者について、消費税を財源とした手当てにより保険料を軽減します。

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

令和元年度予算額
900億円（公費）、うち国費450億円
※一部実施済みの分を含む。

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化													
①一部実施（平成27年4月） 市町村民税非課税世帯のうち 特に所得の低い者を対象（65歳以上の約2割）	②完全実施（令和元年10月） 市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施（65歳以上の約3割） 【実施時所要見込額（満年度）約1,600億円（公費ベース※）】令和元年度予算ベース												
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">保険料基準額に対する割合</th> </tr> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.5 → 0.45</td> </tr> </table>	保険料基準額に対する割合		第1段階	0.5 → 0.45	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">保険料基準額に対する割合</th> </tr> <tr> <td>第1段階</td> <td>0.45 → 0.3</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>0.75 → 0.5</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>0.75 → 0.7</td> </tr> </table>	保険料基準額に対する割合		第1段階	0.45 → 0.3	第2段階	0.75 → 0.5	第3段階	0.75 → 0.7
保険料基準額に対する割合													
第1段階	0.5 → 0.45												
保険料基準額に対する割合													
第1段階	0.45 → 0.3												
第2段階	0.75 → 0.5												
第3段階	0.75 → 0.7												
※公費負担割合 国1/2、都道府県1/4 市町村1/4													



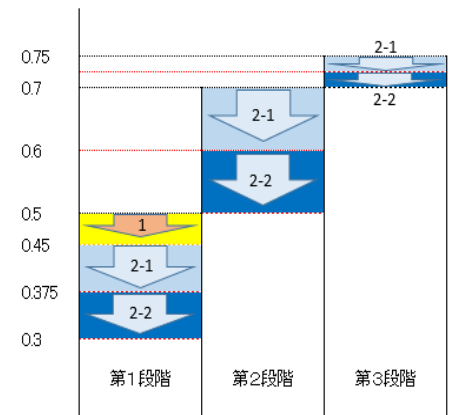
厚生労働省 HP より

■米原市の場合

第1段階から第3段階の保険料率を引下げとなります。

< 基準額に乗ずる保険料率の割合 >

		第1段階	第2段階	第3段階
1	平成27年4月～	0.45 (31,920円)	0.70 (49,560円)	0.75 (53,160円)
2-1	平成31年4月～	0.375 (26,520円)	0.60 (42,480円)	0.725 (51,360円)
2-2	令和2年4月～	0.30 (21,240円)	0.50 (35,400円)	0.70 (49,560円)



※基準額 月額5,900円 ※ () 内は年間保険料

- ◆消費税10%引き上げにより生じた財源をもとに、第1号被保険者の第1段階から第3段階（市町村民税非課税世帯）の保険料の軽減が強化されます。消費税の引き上げが、令和元年度は10月からのため2段階変更となり、令和2年度は完全実施のため、基準額（月額5,900円）に対する保険料の割合は、第1段階は0.3、第2段階は0.5、第3段階は0.7の軽減となります。
- ◆軽減により減額となった保険料は、国1/2、県1/4、市1/4の公費負担となります。